

公益社団法人日本食品衛生協会
食 品 衛 生 指 導 員
理 事 長 表 彰 候 補 者 推 薦 基 準

1. 食品衛生指導員

当年4月1日現在において（1）の対象に該当するもので、（2）の食品衛生の向上に関する功績が特に顕著であり、かつ他の模範となる食品衛生指導員活動をしており、将来もその活動に従事する者であって、支部長より推薦される者であること。

ただし、過去において国の褒章または厚生労働大臣（厚生大臣）および日本食品衛生協会会长から食品衛生功労者として表彰されている者を除く。

（1）対 象

食品衛生指導員として従事し、在職期間が原則として5年以上の者

（2）功 績

過去5年間の年平均巡回指導延施設数が20施設以上で、食品衛生行政ならびに食品衛生協会の事業活動に積極的に協力、食品衛生の向上に貢献し、功績のあった者。

但し、（1）および（2）に満たないものであっても特に功績のあった者で支部長が推薦する者

（3）そ の 他

食品衛生指導員として食品営業賠償共済の加入及び「食と健康」の普及を推進している者

2. 当年度食品衛生指導員理事長表彰候補者の割当数については別表を参照。